

伊丹市国際・平和交流協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市国際・平和交流協会（以下「協会」という。）の活動に関する経費に対して補助金を交付することにより、国際姉妹・友好都市など、世界のさまざまな地域の人々との交流をはじめとする国際・平和推進事業を展開し、平和な国際社会、幸せを分かちあえる地球環境、多文化共生のまちづくりなどの推進を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、協会が実施する次の各号に掲げる事業にかかるものとする。ただし、市からの委託料で賄われる経費は除く。

- (1) 姉妹・友好都市その他外国の都市および団体等との市民交流の推進に関する事業
- (2) 国際交流および国際理解に関する内外の情報の収集、啓発および広報に関する事業
- (3) 外国語および日本語の学習に関する事業
- (4) 外国人市民への情報提供等の生活支援に関する事業
- (5) 行政、関係機関および市内外の国際交流団体との連携と連絡調整に関する事業
- (6) 平和の尊さの啓発に関する事業
- (7) 平和に関する情報の収集および資料の作成に関する事業
- (8) 各種平和関連事業の計画・立案および実施に関する事業
- (9) 協会および協会事業の広報に関する事業
- (10) 協会ボランティアの育成支援に関する事業
- (11) その他前条の目的を達成するために必要と認める事務事業

(補助金の額)

第3条 市は、年額1,000,000円を限度とし、予算の範囲内において補助金として交付する。ただし、特別の事由により市長が特に必要と認めるときは、別途協議して補助金の額を決定す

ることができる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書(様式第1号)に添付書類を添えて、当該年度の6月30日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、協会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による通知を受けた協会は、補助金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 協会は、補助事業が完了したときは、当該年度終了後30日以内に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の成果を記載した実績報告書
- (2) 決算書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(実績報告書の審査等)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告等を受理したときは、当該報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該補助金の交付の決定にかかる事業内容に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

2 市長は、前項の規定により調査した結果、補助金の交付の決定の内容に適合しないと認めたときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを協会に命じなけれ

ばならない。

(決定の取消し)

第10条 市長は、協会が次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金を第2条に規定する事務事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 前条第2項の指示に従わないとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しにかかる補助金がすでに交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 市長は、補助金の返還を命じた場合は、他の補助金の交付を停止又は次の年度の補助金の交付を停止することができる。

(帳簿等の備付け)

第12条 協会は、当該補助事業にかかる収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を備付け、当該事業完了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、当該担当職員をして、関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年度分の補助金の交付における第4条の適用については、「6月30日」とあるのは、「7月31日」とする。

様式第 1 号

伊丹市国際・平和交流協会補助金交付申請書

年 月 日

伊丹市長 様

(申請者)

住 所

団体名

代表者

年度伊丹市国際・平和交流協会補助金を下記のとおり
交付されますよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類 下記のとおり

① 事業計画書ならびに収支予算書

② 補助金申請明細書

③ 年度定期総会資料

④ 役員名簿

様式第2号

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年度伊丹市国際・平和交流協会補助金
交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった伊丹市国際・平和交流
協会補助金について、下記のとおり交付決定しましたので通知し
ます。

記

1. 交付決定金額 金 円

2. 交付方法等

様式第3号

伊丹市国際・平和交流協会補助金請求書

年 月 日

伊丹市長 様

(請求者)

住 所

団体名

代表者

年度伊丹市国際・平和交流協会補助金を下記のとおり

請求します。

記

1. 補助金請求額 金 円

2. 振込先

金融機関名	支店名		
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			